

**函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に関する
基準を定める条例**

新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章～第5章 (略)	第1章～第5章 (略)
(新設)	<u>第6章 雑則 (第55条)</u>
附則	附則
(基本方針)	(基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(新設)	<u>4 介護老人保健施設は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(新設)	<u>5 介護老人保健施設は，介護保健施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
(条例で定める従業者の員数)	(条例で定める従業者の員数)
第4条 介護老人保健施設に置くべき従業者およびその員数は，医師および看護師については介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）第2条で定めるとおりとし，介護支援専門員および介護その他の業務に従事する従業者については次のとおりとする。	第4条 (略)
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあつては，1以上	(5) <u>栄養士または管理栄養士</u> 入所定員100以上の介護老人保健施設にあつては，1以上
(6)・(7) (略)	(6)・(7) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 介護老人保健施設の従業者は，専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。 <u>ただし，介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老</u>	4 介護老人保健施設の従業者は，専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。 <u>ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。</u>

人保健施設およびユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 (略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士または介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士または介護支援専門員

(2) 介護医療院 栄養士または介護支援専門員

(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）または介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院または病院もしくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士または介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士もしくは言語

5 (略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士もしくは管理栄養士または介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士もしくは管理栄養士または介護支援専門員

(2) 介護医療院 栄養士もしくは管理栄養士または介護支援専門員

(3) 病院 栄養士もしくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）または介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院または病院もしくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士、栄養士もしくは管理栄養士または介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士もしくは言語

聴覚士または栄養士 併設される介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士，作業療法士もしくは言語聴覚士または栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。

(2) (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(新設)

聴覚士または栄養士もしくは管理栄養士 併設される介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士，作業療法士もしくは言語聴覚士または栄養士もしくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。

(2) (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は，サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，入所者またはその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。第11項において同じ。）の開催，担当者に対する照会等により，当該施設サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は，入所者の栄養状態の維持および改善を図り，自立し

(運営規程)
第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)
第30条 (略)
2 (略)
3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

た日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第30条 (略)
2 (略)
3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業

(非常災害対策)

第32条 (略)

(新設)

2 前項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(掲示)

第35条 (略)

(新設)

務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第32条 (略)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 第1項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

(1) 当該介護老人保健施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修 ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(掲示)

第35条 (略)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に

(事故発生の防止および発生時の対応)
第40条 介護老人保健施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。
(1)・(2) (略)
(3) 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(新設)

(基本方針)
第44条 (略)
2 (略)

(新設)

(新設)

自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止および発生時の対応)
第40条 介護老人保健施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1)・(2) (略)
(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)および従業者に対する研修を定期的に行うこと。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的 to開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to実施すること。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)
第44条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第47条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条までおよび第32条から第42条までの規定

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第47条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第51条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、第30条の2および第32条から

は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号および第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号および第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

(新設)

第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号および第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号および第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）および第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うこ

とが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（経過措置）

第2条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）または療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条および附則第4条から附則第6条までにおいて同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第3条 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

附 則

（経過措置）

第2条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）または療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条および附則第4条から附則第6条までにおいて同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第3条 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第4条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

第5条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る屋内の直通階段およびエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、または不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号アおよび第45条第4項第5号アの規定にかかわ

第4条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

第5条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る屋内の直通階段およびエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているものまたは2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、または不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合（この条例の施行前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。）における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号アおよび第45条第4項第5号アの規定にかかわ

らず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

らず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。